⑿手形番号　ＡＸ130168
　金額　20,000,000円
　振出日　平成22年７月30日
⒀手形番号　ＡＸ130169
　金額　501,641円
　振出日　平成22年７月30日
⒁手形番号　ＡＸ130278
　金額　2,570,823円
　振出日　平成22年７月30日
⒂手形番号　ＡＸ130279
　金額　19,102,123円
　振出日　平成22年７月30日
⑿ないし⒂の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑹の約束手形の記載に同じ
⒃手形番号　ＡＸ130170
　金額　30,000,000円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
⒄手形番号　ＡＸ130171
　金額　10,000,000円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
⒅手形番号　ＡＸ130172
　金額　5,000,000円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
⒆手形番号　ＡＸ130173
　金額　2,608,567円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
⒇手形番号　ＡＸ130280
　金額　10,000,000円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
(21)手形番号　ＡＸ130281
　金額　1,000,000円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
(22)手形番号　ＡＸ130282
　金額　15,646円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
(23)手形番号　ＡＸ130283
　金額　18,338,937円
　支払期日　平成22年11月30日
　振出日　平成22年７月30日
⒃ないし(23)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑹の約束手形の記載に同じ
(24)手形番号　ＡＸ130174
　金額　10,000,000円
　支払期日　平成22年11月10日
　振出日　平成22年７月30日
(25)手形番号　ＡＸ130175
　金額　1,266,859円
　支払期日　平成22年11月10日
　振出日　平成22年７月30日
(24)及び(25)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑹の約束手形の記載に同じ
(26)手形番号　ＥＧ69418
　金額　246,107円
　支払期日　平成22年11月11日
　支払地　大阪府大阪市
　支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行九条支店
　振出日　白地
　振出地　大阪市
　振出人　株式会社コボリ　代表取締役　池田　章
　受取人兼第一裏書人　三星産業貿易株式会社　代表取締役　中村　重三
　第一被裏書人　白地
　最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第６９号

　大阪市西区京町堀１丁目15番13号
　申立人　日本欄罫工業株式会社
　代表者代表取締役　森　栄美登
　申立人代理人弁護士　泉　　秀昭
　同　　池田　　猛
権利を争う旨の申述の終期　平成23年１月６日
　平成23年１月７日　　大阪簡易裁判所
　（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＦＤ95011
　金額　288,214円
　支払期日　平成22年10月31日
　支払地　大阪市
　支払場所　株式会社近畿大阪銀行鶴橋支店
　振出日　平成22年６月30日
　振出地　大阪市
　振出人　合同インキ株式会社　代表取締役　坪井　良平
　受取人　申立人
　最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＤＴ60955
　金額　420,325円
　支払期日　平成22年10月５日
　支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行城東支店
　振出人　カーディナル株式会社　代表取締役　山田　弘直
⑵の支払地、振出日、振出地、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載と同じ

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９２３号

　熊本市池田３丁目25番11号
　債務者　佐々木正宣
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
４　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０３１号

　熊本県水俣市汐見町２丁目３番60号
　債務者　釜　　修平
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
４　破産債権の届出期間　平成23年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７６４号

　横浜市保土ケ谷区岩井町230番地５　クレイドル保土ケ谷103号
　債務者　小宮　隆司
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須田　友之
４　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月14日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７６号

　熊本県上益城郡山都町南田156番地２
　債務者　下田　泰司
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
４　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月15日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７７号

　熊本市田崎４丁目２―33　三共ビル505、住民票上の住所上益城郡山都町南田156番地２
　債務者　下田　堅斗
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
４　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月15日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０１０号

　熊本県菊池郡菊陽町大字原水4955番地36
　債務者　本田　修治
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
４　破産債権の届出期間　平成23年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部